

保安業務の技術的能力算定表

事業所名：_____

- 1 従業員及び資格者の状況
別表「従業員資格者一覧表」のとおりに

2 保安業務資格者の算定

保安業務区分	一般消費者等の数 (A)	調査員数 (B)	補助員数 (C)	算 定 式	算 定 数
1 供給開始時点検・調査				$(A) \times \frac{1}{20,000}$	
2 容器交換時等供給設備点検				$(A) \times \frac{1}{100 \times (D)} - (B)$	
3 定期供給設備点検				$(A) \times \frac{1}{30 \times (E)} \times \frac{1}{4}$	
4 定期消費設備調査				$(A) \times \frac{1}{25 \times (E)} \times \frac{1}{4}$	
5 周 知				$(A) \times \frac{1}{20,000}$	
6 緊急時対応				$(A) \times \frac{1}{20,000}$	
7 緊急時連絡				イ $(A) \leq 20,000$ $(A) \times \frac{1}{20,000}$	
				ロ $(A) \geq 20,000$ $1 + ((A) - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$	
特 例 1				$(A) \times \frac{1}{20 \times (E)} \times \frac{1}{4}$	
特 例 2				$(A) \times \frac{1}{40,000}$	
合 計	(算定数は、四捨五入により小数点以下第3位まで求めること。)				
必 要 人 数					

注1 「2 容器交換時供給設備点検」について、(D)は「月間実働日数」であり、計算の結果0未満となる場合にあっては、0とする。

注2 「3 定期供給設備点検」について、(E)は「年間実働日数」であり、補助員を伴う場合は算定式中「30」を4/3倍することができる。

注3 「4 定期消費設備調査」について、(E)は「年間実働日数」であり、補助員を伴う場合は算定式中「25」を4/3倍することができる。

注4 「特例1」については、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を行う場合の特例であり、補助員を伴う場合は算定式中「20」を4/3倍することができる。

注5 「特例2」については、容器交換時供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のうちの1又は2以上の保安業務とあわせて実施する場合の「周知」の特例である。

3 保安業務機器の算定

保安業務区分	算 定 式	保 安 業 務 用 機 器	
		機 器 区 分	算 定 数
1 供給開始時 点検・調査	$(A) \times \frac{1}{20,000}$	自記圧力計又はマノメータ	
		ガス探知機	
		漏洩探知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
2 容器交換時等 供給設備点検	$(A) \times \frac{1}{100 \times (D)} - (B)$	漏洩探知液	
		緊急工具類	
3 定期供給 設備点検	$(A) \times \frac{1}{30 \times (E)} \times \frac{1}{4}$	自記圧力計又はマノメータ	
		ガス探知機	
		漏洩探知液	
		緊急工具類	
		ボーリングバー	
4 定期消費 設備調査	$(A) \times \frac{1}{25 \times (E)} \times \frac{1}{4}$	自記圧力計又はマノメータ	
		ガス探知機	
		漏洩探知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
5 緊急時対応	$(A) \times \frac{1}{20,000}$	自記圧力計又はマノメータ	
		ガス探知機	
		漏洩探知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
特 例 1	$(A) \times \frac{1}{20 \times (E)} \times \frac{1}{4}$	自記圧力計又はマノメータ	
		ガス探知機	
		漏洩探知液	
		緊急工具類	
		ボーリングバー	
	$(A) \times \frac{1}{25 \times (E)} \times \frac{1}{4}$	一酸化炭素測定器	
機 器 区 分	算 定 数	合 計	必 要 数
自記圧力計又はマノメータ			
ガス検知器			
漏洩検知液			
緊急工具類			
一酸化炭素測定器			
ボーリングバー			

注1 「特例1」については、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を行う場合の特例である。

注2 算定数については、四捨五入により小数点以下第3位まで求めること。

注3 「3定期供給設備点検」及び「4定期消費設備調査」について、補助員を伴う場合は算定式中「30」及び「25」を4/3倍することができる。